

# 東京都公報

発行 東京都

## 目次

### 告示

- 不健全図書類の指定……………一
- ………(青少年・治安対策本部総合対策部青少年課)……………一
- 市街地再開発事業の事業計画の変更……………一
- ………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………二
- ………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………二
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………四
- ………(同)……………四
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除(二件)……………五
- ………(同)……………五
- 食鳥処理衛生管理者登録講習会の登録……………七
- ………(福祉保健局健康安全全部健康安全課)……………七
- 開発行為に関する工事完了……………七
- ………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………七
- 低NO<sub>x</sub>・低CO<sub>2</sub>小規模燃焼機器の認定……………八
- ………(環境局環境改善部大気保全課)……………八
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………九
- ………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………九
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二)

## 告示

●東京都告示第千四百十六号

東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第八十一号)第八条第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。

平成三十年十月十二日

東京都知事 小池 百合子

### 図書類

指定番号	種類	名称、号刊、共通雑誌コード及び発行者	指定理由
四二七九	雑誌	BAMBOO COM ICS「Qpacollection」	著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。
		てこワイパー	
		五七六四六一〇八	
		株式会社竹書房	

●東京都告示第千四百十七号

東京都市計画事業亀戸・大島・小松川第三地区第二種市街地再開発事業の事業計画を変更したので、都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第五十六条において準用する同法第五十四条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十月十二日

東京都知事 小池 百合子

一 市街地再開発事業の種 東京都市計画事業亀戸・大

### 類及び名称

#### 二 事業施行期間

鳥・小松川第三地区第二種市街地再開発事業  
昭和五十九年七月十一日から平成三十二年三月三十一日まで

#### 三 施行地区及び工区

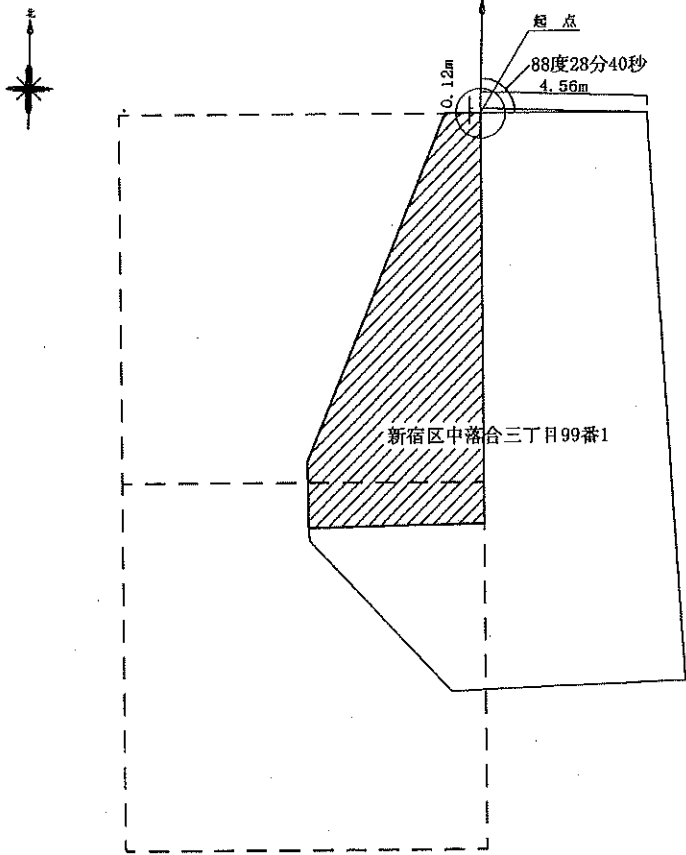
##### (一) 施行地区

江戸川区小松川一丁目、同区小松川二丁目、同区小松川三丁目、同区小松川四丁目及び江東区東砂二丁目の各一部

##### (二) 工区

第一の一工区	江戸川区小松川三丁目の一部
第一の二工区	同右
第一の三工区	同右
第一の四工区	同右
第一の五工区	同右
第一の六工区	同右
第一の七工区	同右
第一の八工区	同右
第一の九工区	同右
第二の一工区	同右
第三工区	同右
第四工区	江戸川区小松川二丁目及び同区小松川三丁目の各一部
第五の一工区	江戸川区小松川二丁目及び同区小松川二丁目の各一部
第五の二工区	同右
第六工区	江戸川区小松川一丁目、同区小松川二丁目、同区小松川三丁目及び同区小松川四丁目の各一部

別 図



(凡例)

- - : 単位区画
- : 調査対象地
- : 筆境界
- ▨ : 要措置区域

(起点)

起点は、新宿区中落合三丁目99番1の最北端から真西へ4.56m、更に真南へ0.12mの地点とする。

(格子の回転角度(88度28分40秒))

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千四百十九号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

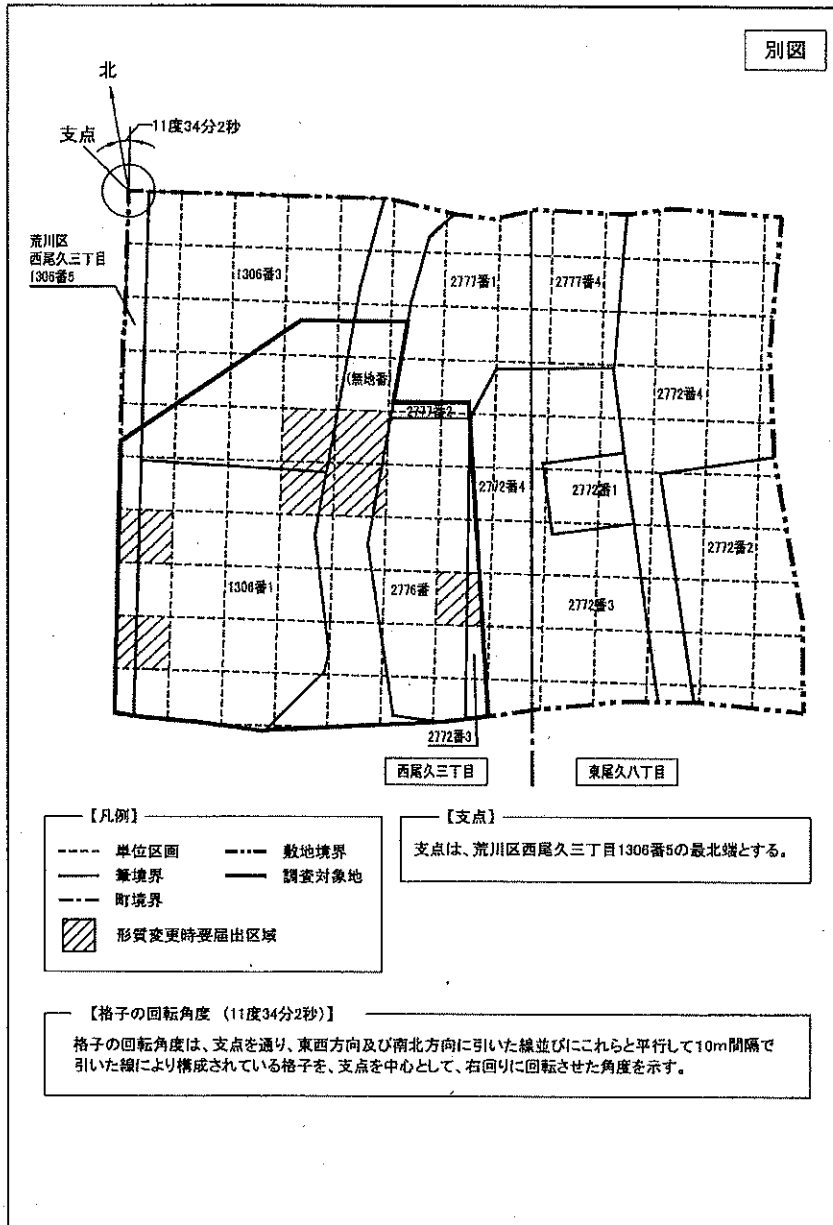
平成三十年十月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(荒川区西尾久三丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、クロロエチレン、水銀及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物



●東京都告示第千四百二十号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成三十年東京都告示第七百七十八号、平成三十年東京都告示第八百四十四号及び平成三十年東京都告示第千十六号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(中央区勝どき四丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去